

久喜市地域防災計画の改訂概要（令和7年度）

1 久喜市地域防災計画の概要

（1）趣旨

災害対策基本法の規定及び国の防災基本計画並びに埼玉県地域防災計画に基づき、本市の地域にかかる災害について、予防計画、応急対策計画、復旧計画等の対応策について定める。

（2）策定根拠

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
【災害対策基本法第42条第1項（要旨）】

2 主な改訂事項

（1）令和6年能登半島地震を踏まえた改訂

①避難所環境の改善

避難所開設当初からパーティション、簡易テントや簡易トイレ等を設置するなど、プライバシーと良好な生活環境の確保に努める。



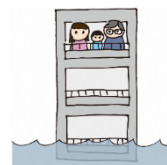
（簡易テント）

②避難所外避難者対策の強化

車中泊により避難生活を送る避難者や、在宅避難者に対する支援対策に努める。



（車中泊避難）



（在宅避難）

③被災者支援の仕組みの整備への対応

被災者一人ひとりの状況等を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みについて検討する。

④上下水道施設の応急復旧対策の連携強化

被災した上下水道施設について、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な情報共有を行いながら実施するものとする。

（2）関連する法令の改正を踏まえた改訂（宅地造成及び特定盛土等規制法）

埼玉県において既存盛土に対する詳細調査や経過観察を実施し、危険が確認された場合は行政処分や撤去命令等の措置を行う。